

## 平成25年度第1回京都府食の安心・安全審議会議事要旨

### 1 開催日時

平成25年9月9日（月）午前10時から正午まで

### 2 場 所

ホテルルビノ京都堀川

### 3 出席者

#### 【審議会委員】

中坊 幸弘 会長、蒔 祥子 委員、伊井 光晴 委員、伊豆田 富美子 委員、内田 隆 委員、倉 勉 委員、栗山 圭子 委員、土居 幸雄 委員、中本 絵里 委員、東 あかね 委員、牧 克昌 委員、文字 正 委員、山本 隆英 委員、渡辺 明子 委員

#### 【京都府】関係職員

#### 【傍聴者】2名

### 4 次 第

#### （1）協議事項

京都府食の安心・安全行動計画に基づく施策の実施状況（平成25年度8月末時点）について

#### （2）報告事項

- ①平成26年度食品等の収去検査計画策定のための意見聴取について
- ②BSE全頭検査の見直しについて
- ③食中毒の発生について
- ④食品表示法の公布について
- ⑤食の安心・安全に係る事案について

## 5 議 事

(会長)

それでは、本日の審議会の次第に沿って進めさせていただきます。協議事項、「京都府食の安心・安全行動計画に基づく施策の実施状況（平成25年8月末時点）」ということで、25年度、5カ月が経過した中でどこまで進んだかという説明をいただきます。それでは、事務局よろしく申し上げます。

(事務局)

説明につきましては、パワーポイント及びその後、お手元の資料に従って説明させていただきます。

それでは、食の安心・安全行動計画におきます4つの柱の順番に従って説明させていただきます。

最初は、第一の柱、放射性物質に対する食品安全管理体制の強化です。食品の放射性物質の検査について、府民の安心・安全を確かなものにするという点、それから府内産農林水産物の風評被害防止という観点から、流通食品及び府内産農林水産物合わせて700検体の検査を行っております。検査につきましては府の研究所で行い、結果はホームページなどで公表しております。現在のところ、府外産の1検体でごく微量検出された以外は全て不検出ということになっております。

また、これらの結果をもとに放射性物質に関するリスクコミュニケーションを行っております。消費者に対し正しい知識を持っていただく、あるいは理解の促進という目的で、国及び京都市と連携して開催いたしました。参加者からの感想としては、食品中の放射性物質について理解ができた、しかしながら海水への放射性物質の流入というマスコミ報道がある中で、まだ完全には不安が解消されていないというご感想がありました。この他にも専門家や府の研究者の協力を得て、放射性物質に関するリスクコミュニケーションを開催しております。

次に、第2の柱、食の信頼感向上に向けた情報提供の強化と府民参画の拡大であります。最初はリスクコミュニケーション等の強化です。リスクコミュニケーションにつきましては、消費者に関心の高いテーマを中心に課題を明確化して開催しております。開催に当たっては、体験型リスクコミュニケーションということで、検査や生産ほ場を見ていただきながら行うものや、あるいは消費者団体と連携して開催するものなどいろいろな形で実施しております。本年度の開催テーマにつきましては、先ほどの放射性物質以外に食中毒、魚介類、畜産物それから農産物の安心・安全をテーマに開催しているところであります。

次に、生産者、事業者から直接府民への情報提供の取組です。

生産者と消費者が野菜のほ場見学や野菜の試食、意見交換会、食品関連事業者の工場の様子を紹介、あるいは商品を試食して意見交換ということで、双方向での情報提供というものに取り組んでいます。

次に、食育の推進です。専門的知識を有し、学校などで子どもたちに対し農作業や調理体験等を体系的に指導できる「きょうと食いく先生」の認定を行い、食育を進めるための人の確保。また、子どもたちが五感を使った野菜などの栽培体験を通して命や食の大切さを学べる「きょうと食農体験農場」の登録を行い、場の提供を行っています。さらに、本年度京都府と京都市が協働して設置いたしました京の食文化ミュージアム「あじわい館」を活用し、先ほどの「きょうと食いく先生」や大阪ガス、京都府関係課とも連携して、京都府みずから食育体験教室を開催しております。このようなことで食育に関するツールの整備を進めるとともに、京都ならではの食育を推進するとともに、和食の世界無形文化遺産登録への機運を醸成する目的で、去る8月3日に食育シンポジウムを開催いたしました。

次に、府民参画の推進であります。食の安心・安全協働サポーターということで、日常生活の中で食品表示について気がついたことを府に情報提供していただく府民ボランティアを登録しております。そのような情報に基づき必要なときは、食品表示パトロールチームによる立入調査などを行っております。また、くらしの安心推進員の活動は、テレビなどによりPRを行ない、関係団体とも協力して増員に向けての取り組みを進めております。

次に、府の施策への府民意見の反映でございます。消費者団体との意見交換を行っております。直近では「BSE食肉検査について」というテーマで開催いたしました。これは7月1日からの食肉全頭検査の見直しを控えて、厚生労働省からも専門官に来ていただき意見交換をいたしました。

次に、第3の柱、監視・指導・検査の強化であります。適正な食品表示に向けて事業者向け食品表示講習会を、集まっていたいただいた事業者にかかわりの深い内容に絞って研修会を行います。また6月には京都市内にある直売所運営者の方に集まっていたきまして、JAS法、米トレーサビリティ法に基づく表示の説明を行いました。また表示の根拠について科学的な観点から確認するために、国や民間の検査機関で判別可能な品目について産地、品種の検査を行っております。この結果、問題のある事案があれば立入調査を行っております。この検査は結果も含めて公表しており、事業者の啓発に活用しているところであります。

次に食品衛生管理体制であります。府内の保健所では年間750検体の食品を収去し、保健環境研究所等で検査を行っております。あわせて保健所から直

売所関係者などへの衛生研修会を開催しております。従来、保健所は直売所の関係者となりがなく、指導が難しいという状況もありますが、この事案につきましては地元の広域振興局、農業改良普及センターの努力によりまして、このような形で直売所関係者に集まっていただき研修会が行われました。この他の地域でも同様の研修会が開催されております。

次に、家畜衛生の関係です。鳥インフルエンザを防止するために全てのニワトリ飼育農家に対する巡回指導を行うとともに、万一の発生事態に備えまして農場での防疫措置などの実地訓練を行っております。その際に府庁と4つの広域振興局での情報伝達、連絡本部会議の危機管理訓練、更には実際に農場で行う緊急動員者の防疫作業の研修を行っております。このような訓練、研修につきましては毎年身を点検しながら継続して実施しています。

その他の家畜につきましても家畜保健衛生所が立ち入り検査しております。この結果、現時点で家畜伝染病の蔓延はないという状況です。

次に、水産関係です。食中毒の原因となる貝毒の発生状況の監視のため、海中の貝毒原因プランクトンの生息状況調査を行っております。実施につきましては海洋センターが年間計画的に行っております。あわせて養殖業者を巡回し、適正な養殖管理の指導と、水産用医薬品の適正使用の徹底を、海洋センター、水産事務所が年間計画的に行っております。

次、第4の柱、安心・安全の基盤づくりであります。農薬適正使用と適切な管理を目的に、農薬取扱講習会を行っております。あわせて農業者に対する現地指導も各地で実施しています。また保健所からも、食品衛生に関する法令や衛生規範についての啓発も行っております。

飲食店や食品販売店などにおける自主的な衛生管理を推進するために府が委嘱いたします食品衛生推進員、食品衛生指導員が保健所と連携して点検を行っております。点検の結果、必要があれば事業者に対して助言、指導を行っております。

農産物の消費者への信頼確保という観点から、GAPの取り組みを進めておりまして、その先頭に立つ指導員を育成しております。指導員の育成のための研修を行っているのがこのスライドであります。農業改良普及員やJAの営農指導員を対象に行っており、またこれらの研修を受けた指導員が各地の生産部会などでGAPに係る勉強会などを実施して、一人一人の農家に対する指導推進を行っているところであります。

環境に配慮した食品生産等であります。肥料や農薬を減らす農業を実践されているエコファーマーにつきましても京都府での認定を行っておりますが、更に、生産された農産物の理解促進、販売促進という観点から、生産者と消費者の交流、あるいは消費者が生産現場を見学いただくという取り組みを支援しており

ます。

最後に、食品事業者に対する消費者の安心度向上ということで、京の食品安全管理プログラムの普及を、きょうと信頼食品登録制度の推進の中で取り組んでいます。現在関心のある業種別組合を通じて説明や個別の相談に応じているところでもあります。また、25年度からはワンランク上のプログラムの登録も推進しているところでもあります。

パワーポイントによる説明は以上です。

資料1、3ページをご覧ください。これ以降で実施状況についての詳細を説明しております。4ページと5ページで総括的なとりまとめを行っております。6ページ以降では個別の数値目標に従ってその取り組み内容と効果などをできるだけ詳しく解説させていただいております。

資料1の1ページをお願いします。論点ということでまず第一に、「今年度事業の執行に当たっての意見等」ということで、ご意見をいただきたいと思っております。

それから、2番目の「府独自の新たな取組に対する意見等」でございます。資料56ページをご覧ください。リスクコミュニケーションの取り組みの中で本年度運営方法の改善を行った点があります。新規実施ということで書いております「体験型リスクコミュニケーション」、それから「消費者団体と連携したリスクコミュニケーション」であります。「体験型リスクコミュニケーション」は20人から30人程度で府の研究施設、保健所などを活用し、検査の現場や農産物生産の現場を見ていただきながら意見交換をするというもので、57ページの真ん中のところで具体的な計画状況、58ページ、59ページについては既に実施したものの報告をつけております。

資料は60ページをご覧ください。食育を通じた食品の安全に関する知識の向上に係る、きょうと食いく先生について説明させていただきます。

60ページ上の方、食いく先生につきましては、先ほどのパワーポイントにもありましたけれども、農林水産業や料理の専門家、そういった方を食いく先生として認定させていただきまして、小学校、中学校等に派遣していくという事業でございます。認定の要件につきましては1枚目の下に記載のとおりです。

まず、今までの経過でございますけれども、食いく先生につきましては昨年12月に知事が認定をいたしまして、現在のところ11名、分野にしましては農林水産業が4名、食品加工の方が4名、料理人の方が3名、合計11名ということで認定されております。認定目標としましては、下にあります25年度で50名以上、26年度に100名ということで目指しております。

続きまして、61ページを開いてください。食いく先生の活動の状況でございますが、24年度につきましては25年度の本格的な活動に向けて食育の実

践者等に幅広く活動をPRしていくということで、女性の農業委員さんの研修会ですとか、栄養教諭を中核とした食育実践者の検討会、それから大学生向けのおばんざいの料理教室、こういった講座などに食いく先生として行っていただいで活動いただいております。

今年度の予定ですけれども、61ページの下の枠囲いの、小・中学校等への体験型食育活動の支援としまして25年度に40校で実施予定、大学への食育活動支援としまして8校での実施予定、小中学生や府民を対象とした体験型食育活動を、京都府と京都市が協働でつくりました京の食文化ミュージアム・あじわい館で、年間30回の食育体験講座を予定しております。こちらの方で既に食いく先生に4回ほどお世話になりまして、食育体験講座を実施していただいております。

(会長)

ただいま事務局から説明いただきました。今お聞きいただいた今年度の事業の途中経過、執行に当たっての説明をいただきましたけれども、それに対するご意見、それから資料1の1ページでございますような今年度府独自の新たな取り組み、大きくは2つですけれども、そういう取り組みに対するご意見、ご質問などありましたらよろしく願います。

先ほど取り組みを、パワーポイントを使ってご説明いただき実績とか実施状況というものは確かによくわかったのですが、それをどう評価をするかというのはこの審議会がすることだと思っておりますけれども、評価というよりも感想としてはいかがでしょうか。

(事務局)

私からお話しさせていただきます。

まず、リスクコミュニケーションです。新たな取り組みということで、例えば食中毒だったら、手を洗う前と洗う後のATP検査で汚れの具合がわかるのですが、検査し、実際のところを見ていただきました。参加者のアンケートをとっており、大変満足した、もしくはほぼ満足したが100%近い形です。

それと、国と連携した放射性物質のリスクコミュニケーション、こちらは160名ほど参加いただきました。関心の高い府民の方も来ていただいておりますので、100%わかったという結果ではなくて、わかったところもあるけれどもさらに疑問点も出たというご意見がありました。また、従来から京都のこういう食品については大丈夫だと思っていたけど、改めて確認ができ、そういう意味で、従前と変わらなかったというご意見の方が4割程度、それから保育園や学校の給食の関係者の方からは、一部の方のようですが、まだ気になるな

というご意見がありまして、そういう意味で検査は続ける必要がある、さらにもっと拡大できないかというご意見でした。

あと、食いく先生の関係です。この関係については学校のほうに出かけていただいて指導いただく社会人講師、ボランティアの社会人講師ということでやっております。現在11名なのですが、6月から学校とのマッチングをやっていますが、正直学校からのご要望に応え切れない状態になっています。本業のお仕事をやっていただきながらあいた時間をつくっていただいて行っていただくということで、距離的にもお店とか、ご自分のおられるところから離れたところに行ける人と行けない人とがあるということで、うれしい悲鳴を上げております。

そういうこともあって、現在追加の募集ということでしております。その方は、先ほど本年度50名の予定としていましたが、それを超える形、70名程度の方がやっというここと手挙げをいただいております、現在その選定の審査中です。ただ、本格的に学校行っいただくのは9月20日が最初、これからということですので、学校との事前調整もしっかりしながら、また実際にされた後の学校からのいろいろなご意見、それからやられた方のご意見を聞きながら、PDCAでしっかりやっていきたいなと思います。

以上です。

(会長)

はい、ありがとうございます。

何かご質問やご意見はございますか。

(委員)

今の食いく先生のことなのですが、できれば大勢の、今まで専門的な何かを持っているわけではなくても色んな形で活躍されている方も含めまして大きく公募されて、登録のためのカリキュラムをこなした方を、食いく先生に登録されたらどうでしょうか？ちなみに今度応募をされてこられた方たちというのはどんな方たちなのでしょう。教えてください。

(事務局)

有り難うございます。今度応募していただいた方皆さんそれぞれの技能、経験、知識をお持ちの方で、現に学校に行かれている方が多い状態です。逆に言えばそれだけ潜在的な方々が京都府内にたくさんおられて知識、技能を持っておられる。それから限定的な日数ですけれども活動されている方がおられる、そういう方が大勢手を挙げていただいております。

最初11名に今回追加で70名程度、それだけで80名程度に行くという状態です。更に色んな調理技能を持たれている方で子どもたちに食の大切さを教えたいということで問い合わせがありますので、そういう方もまだ来られると思っています。

あと、想定している計画は100名ということなのですが、京都府内の公立の小中学校で全部というわけにはいきませんので、かなりの割合で一定期間とりあえず100名を目標にやっていけば当面のところはいけるのかと。今おっしゃったような状況で、こちらが想定していたよりもたくさんのそういう技能、経験を持たれている方が手を挙げていただいていますので、今のところ予定どおり行って欲しいと。実際にはこれからという状況です。

(委員)

潜在的にそれだけの力を持っている人というのはたくさんいて、そして学校周辺でも専門家というよりも地域のおばさんとかおじさんとかも含めまして、もっと学校と一緒に学習し合いましょうという方がたくさんいらっしゃるのだらうと思っています。その食育講座というのですか、それを卒業した方が認定されることになるのだらうと思いますが、その募集はどういう形でされているのでしょうか。

(事務局)

現在のところ、1年半前に京都の北部、南部で食いく先生の養成講座をさせていただきました。そちらを既に受けておられる方、その時点で南部、北部全体で80名程度ご参加いただいております。それは振興局、普及センター等から、普段活動されている団体で食生活改善推進員さん、生活研究グループの方々、農業士会、そういう方々がおられるところがありますので、そこを通じて声をかけさせていただいております。それ以外にも、だれもがこの方はすばらしいなというような方もご応募いただいております。そういう方は養成講座を受けておられなくても、団体の方からこの方は大丈夫ですというご推薦もいただいて、そういう方を含めてこれまで11名認定させていただき、またこれから追加で認定します。ですから、養成講座を受けておられる方と、それ以外にもだれもが認めるような方、団体からご推薦いただいている方、そういう方を認定していくことになると思っています。これからも団体を通じまして、また市町村を通じまして養成講座をする場合はお声がけをしていきたいと思っています。

(委員)

この食いく先生に関し私どもは大変関係のある団体でございまして、この間



ある会議で、出来たら各組合、協同組合、そちらにコンタクトなり相談をしていただいて、それと当方では毎年4、5人、京の匠というのを認定させていただいております。その方には条件としてあと地域の方にそういうのを啓発して欲しいということが1つの項目でありますので、そういう方には是非先生になっていただいて活動していただこうと思っているのですけれども、ただ、1つ問題がありますのは、個人的に出来る範囲でしたらいいのですけれども、材料とかいろんなことで組合がご協力しないといけない事が沢山あるみたいなのです。そこで、出来たら組合へお話をいただいてやりますと、例えばお菓子なんかですと青年部がそういう活動を年50回とか予定しているのですね。お年寄りの方が教えていただくのですけれども、その方だけではやはりなかなか難しい、若手の方が一緒にお手伝いするというふうなことでスムーズに行くようなことがあるようですので、当方なり各協同組合へご依頼いただければと思います。お菓子とか漬物は京の匠もたくさんおられるのですけれども、それ以外のところに関しましては組合さんのほうへ言うていただければ、組合のほうでこういう方は推薦できますよということもご相談、お話しできると思います。それと、組合の事業としてもそういうのを展開していきたいというのが1つ要望でございましたので、その辺を今後考えていただければと思います。

(会長)

有り難うございます。

(事務局)

有り難うございました。今のご意見、ご助言に従いましてやっていきたいと思っております。

それと、今も出ていましたが、やっていまして正直意外だったのは、和菓子の食いく先生の要望がかなり多いです。聞いていますと、宇治市や宇治田原町の学校からお茶の授業をやるときに和菓子と合わせてやっていきたいというようなご要望もありまして、今度追加の募集でもご無理を言いまして、山城地域の匠の方をご推薦いただいてやるという形です。

(会長)

はい、有り難うございました。

食いく先生ということで関心も大きいのですけれども、行動計画に基づく施策の中間の執行状況、それについても。それから、リスクコミュニケーションの実施、そういうことについてもご意見、ご質問ありましたらお願いします。

(委員)

1点気になる点がございましたので教えていただきたいのですが、資料の25ページですね、貝毒プランクトンの監視調査件数に関してなのですが、その中で検査の結果、貝毒原因プランクトンが確認された場合、漁業者に注意喚起を行い、食の安心・安全の確保に努めたということで、他の項目と比べて書きぶりが違うのですね。他のところは問題なかったということなのですが、具体的にこれ既に19件検査を行っているのですが、このうち何件ぐらいでプランクトンが確認されたのかということと、それからプランクトンが見つかった場合、その後のフォローをどういうふうにやっておられるのかということについてお聞かせください。

(事務局)

水産課長の角田でございます。

今のご質問にありました貝毒プランクトンの件ですが、貝毒の発生の原因となりますのがプランクトンでございます。京都府では、貝を養殖しております舞鶴湾、宮津湾、久美浜湾で検査を実施しております、貝毒プランクトンが出たから直ちに貝毒が発生をするというものではございません。ごくわずかですが天然にはプランクトンというのは常におります。これを監視しており、個数が多くなれば注意してくださいという形で漁業者の皆さんに情報提供をします。そうしますと、次は国の定める検査というのがございまして、これに基づき公定法による検査をいたします。この検査で基準値を超えますと直ちに出荷停止ということになります。

(会長)

確かにここの書き方のその結果のところがちよっと誤解を招くような表現方法で、確認された場合漁業者に注意喚起を行ったと書いてあるから、何かがあったような印象を受けますよね。言葉を足していただくとはっきりするかもしれません。他にございますか。

(委員)

ご質問というか要望になりますが、食いく先生についてですが、五感を使った食育というように社会人講師を募集されていますけれども、この認定された方の中に栄養士の方が1人もいらっしゃらないのは何かお考えがあってのことでしょうか。

(事務局)

基本的に学校に行っていてやっています。学校ではそれぞれの学校で食に関するプログラムというのをつくられて、それに基づいてやる。そのところで実際に中心になってやっておられるのは学校ごとにおられる栄養教諭の先生方です。栄養教諭の先生方が年間でこういう形でやる、その中にこういう体験型のものを入れていきたいと更に補強するという形で食いく先生を考えています。ですから、今おっしゃったことについては学校の方でそういう形で栄養教諭の先生を中心に進めていただくということでやっています。学校である程度栄養士の方がおられますので、それに足りない部分をこういう社会人講師で補強するという形で考えております。

(委員)

私も同じ質問です。学校で実施されている食の栄養教諭や学校栄養職員による食の全体計画との関連を十分にとっていただきたいということです。

それと、この食いく先生につきましては小中学校と大学を計画されているのですけれども、私の経験から申しますと、大学生に食育してもほとんど余り効果なかったです。朝食会とか野菜食べようとかいろいろとあの手この手でやりました。幼稚園や保育所という部分のことを対象には考えていらっしやらないのかということをお聞かせいただきたいと思います。

(事務局)

将来的には更に拡大していくことが必要だと思っておりますが、当面のところは小中学校を中心にマッチングをやっています。ただ、食いく先生の派遣先としては一応保育園とかそういったところも対象にはしています。ただ、当面の順番としてそういう形で小中学校を優先してということで今やりかけているということです。そこで実績ができ、うまく回る形になった段階でもう少し広げていけたらと思っております。

(委員)

もう1つ質問は、小中学校と書いてありますが、これは京都市内を含まない京都府下ということですか。

(事務局)

京都市内も入れております。実際に、例えばお茶の関係の先生、宇治田原の方なのですが、1月に京都市内の学校に行っていていただくという形でしてます。

先ほど委員からありましたように、学校での食の指導計画、これがベースで今年度始めた段階ですので、まだ今年の場合は今年の計画にちょうどうまくは

まったという形の中でやっております。本格的には今年から制度を始めましたので、学校の指導計画に取り込んでいただいて、更に上手に使っていただくというような形、2年計画、3年計画で学校とうまくマッチングしながらやっていけたらということでございます。

(委員)

有り難うございます。

(会長)

府独自の新たな取り組みの幾つかの点で京都市との協働ということが印象に残ったんですが、以前に比べて、京都府と京都市の食の安心・安全について何か一緒にやっっていこうとか、そういう動きや機運というのは最近どうなのでしょうか。

(事務局)

まず、先ほど放射性物質の160人規模の催しの報告をしましたが、それは去年からなのですが、京都市の検査と京都府の検査と十分に連携し対処していかないといけませんので、そういう説明も含めて、リスクコミュニケーションを共催ということでさせていただいています。

それ以外にも3月にも申し上げましたが、食品表示の関係、現在は食品衛生法とJAS法と分かれております。京都市内であれば食品衛生法は京都市の保健所が所管で、JAS法は京都府の農林水産部が所管ということで、この分については何かあったら声をかけあって一緒に行くというような形でやっております。

それ以外にも食品表示110番というのがあります。それは京都府の農林水産部と各広域振興局でやっておりますが、当初はJAS法の相談窓口ということでやっていたのですが、実際電話をかけられる方について、こういう問題がありますよという内部情報もありますし、最近増えているのは事業者の方からこういうことをしたいのだけどどうしたらいいかとか、取引先からこういう指摘があったけどどういう形が適正かというようなご相談も増えてきています。それについては、こちらはJAS法だけですということも言うておられませんので、こちらで一たん受けて、京都市内の分は京都市の保健所なり保健医療課の連絡をとりながら、基本的にはこちらからまとめてお返しするという形で対応しております。

(委員)

資料の13ページ、リスクコミュニケーターの人数ということで、年度別計画にも大きく上回る形、計画37人で実績が56人ということでかなり育成が進んでいるようなのですけれども、実際大学等と連携しての育成というのはどういう形でされているのか。それと数として増えるのはすごくいいことだと思うのですが、その後、実際効果的なリスクコミュニケーションを実施しますということで、具体的にどういう形で動いていらっしゃるのか、その辺のことも教えてください。

(事務局)

このところ確かにわかりにくかったと思います。

この増えている分なのですが、これは放射性物質の関係について仏教関係のお寺さんからのご要望がありまして、そこを大学の先生と一緒にやっているということで増えているものです。そもそもは福島とか東北のお寺の末寺のほうから色々不安を持っておられる方がおられる、どうしたらいいだろうという声が京都の本山にあるようです。そういうご要望も踏まえまして、審議会の放射性物質専門部会の専門委員になっていただいています大野和子先生が中心になって、環境省の助成事業として、従来とは違う方々にやっていこうということで、それを今年の初め頃から徐々に開始しております。それに大野先生の活動をベースにしながら、うちでお手伝いができる形のものについて参加させていただくというような形でしております。ですから、実際には日中ではなく晩にお寺に行かせていただいて、お寺の各宗派でやっていきたいというようなところで人を集めていただいて、1回だけではなく何回か講座を継続して、大野和子先生のプログラムに従ってやっているという状況です。

(会長)

そういう特別な場合は数として括弧にするとかにしていただくといったこともまた後ほど検討していただければと思います。

(委員)

今おっしゃられたようなことも含めてなのですが、私たちのところに出して下さっているこの報告、計画、そして取組内容とその効果というこの書き方ですが、大変わかりやすいのと、それからわかりにくいのがあります。もう少しきちっと書いていただいて、書き過ぎても構わない。それから日付とか、これをやりましたと言ったときに日付が書かれてないのは資料としては体をなさないと思いますので、そのあたりをきちっと書いていただきたいということが1つです。

もう1つは、23年度の実績が書かれていて25年度の計画が書かれているのですけれども、24年度のところというのはどういうふうに隠れているのかと。この辺が全部どれにも共通するもので大変おかしいと思っています。

それは別としまして、例えばどういうふうに書いておいて欲しいかと言いますのは、例えば45ページ、これぐらいきちっと書いておいてもらおうとわかりやすい、これは1つのモデルだなと思いました。

これは書き方の問題なのですけれども、28ページの「いわゆる健康食品」に関しましてたくさん販売の中止等の指導を実施しましたと書かれているのですけれども、どんなことなのか内容につきまして教えていただいたらうれしいと思います。

(事務局)

インターネットなんかでここにあるようなことなのですが、聞いている名前で言ったらバイアグラがありますよね。あの成分を入れているにもかかわらず、名前が全然違うものでそれに近い効能を謳っているような輸入食品が結構出回っています。それについて京都府独自の取り組みだけではなくて、各都道府県でそれぞれわかったものを情報交換しながらやっております。

それから今年度、例えば京都府内でも幾つか栄養補助食品、健康食品とされているものがあるのですが、先ほどありました食品表示110番におかしいのではないかという情報も得まして実際に調査に入り、そういった広告内容の訂正をさせたものが二、三ございます。

あとやせ薬、健康食品としてはやせる食品ということで出ているもので、その後検査をしたところ、医薬品成分が出てきたというような事例も中にはございます。

(会長)

有り難うございます。先程の、書き方で23年度を使っているというのは。

(事務局)

ここは機械的にやってしまったかもしれません。新しい行動計画の数字の基準が23年度の実績でやっておりましたので、それをそのまま転記したということです。年度末の最後のご報告では、ご指摘を踏まえて修正したいと思いません。

(会長)

よろしく申し上げます。

他にご質問ございますか。行動計画の執行状況、これについてこのまま執行していただく、実施していただくということによろしいですか。

(委員)

質問ですけれども、38ページでございますが、GAPのことをここで書かれていたわけですが、今後の取組予定ということで、取り組む農業者、産地づくりを推進する指導者の育成等と、単年度あたりに5産地で250名増加を設定するというところでございますが、もうちょっと具体的にどういう内容になっているのかお聞かせいただけますでしょうか。

(事務局)

これは京都府で単独ということではなく、JAグループと一緒に進めております。特に中心はお茶のGAP、これをまずしっかりやっということで、JAグループ京都さんと一緒にやっていると状況です。

(委員)

わかりました。有り難うございます。

(委員)

私もここについて言っておこうかなと思ったのですが、GAPのことですけれども、上のほうに「その取り組みを積極的に情報発信します」と書いているのですが、参考の下のところ「消費者・食品業者等の信頼確保につながる」と。本当にここがとても大事で、個別の商品については見えるのだけれども、GAPという考え方というのは余りまだ広がっていない感じがしますので、これからどうされていくのかと思いました。

(事務局)

そうですね、おっしゃるとおりGAPと言ってもなかなか関係者以外知られていないところがあると思います。やはりポスターをつくったりしているのですけれども、まだまだだと思います。ご指摘の点まだまだ至らないと思っています。まずは生産者のところでしっかりやっというところをやっていく、それとあわせて買っていただく方にどれだけ知っていただくのか、これは信頼食品登録制度が若干先行しておりますけれども、まだまだ至っていない、足りていないところだと思います。今までそういうことをしっかり消費者に情報発信するという意識も生産者サイド、行政サイド共に弱いところもあったと思います。今のご意見も踏まえて、まだまだなんですけどやっというところ、努め

ていきたいと思えます。

(会長)

有り難うございました。

それでは、協議事項ということで皆様のご意見をいただきましたけれども、現在進行中の25年度の行動計画については、今後、今日出ましたご意見、ご質問を配慮していただいて、年度末に向けて執行していただくということによろしいでしょうか。(一同同意)

有り難うございました。

それでは、3番目の報告事項に移ります。それで、まずそこに5つ挙げてございますけれども、事務局からご説明をお願いします。

(事務局)

失礼します。生活衛生課長をしています森田と申します。よろしくお願いたします。

それでは、資料ページ62ページから説明させていただきます。

最初に、平成26年度食品等の収去検査計画策定のための意見聴取についてです。この収去検査計画につきましては、食品衛生法の24条の規定によりまして毎年策定しております食品衛生監視指導計画の中に盛り込んでおる収去検査計画です。

手続きといたしましては毎年同様ではございますが、平成26年度食品衛生監視指導計画における収去検査計画につきましては本日、食の安心・安全審議会でご意見をお伺いいたしまして、府の検査機関なりで協議をいたしまして、年明けぐらいになります。消費者団体さんとの意見交換会を経て、再度この審議会にご報告の上、年度末に制定という形でやらせていただいております。この検査計画につきましてご意見をいただきたいということで示させていただいております。

最初に、ページ66、67ページ書類でご意見を記入していただいて、今月9月27日までに生活衛生課へ提出いただければと考えております。中身としましては、検体の種類、検査項目などは基本的に例年同じパターンで実施をしていきたいと考えております。

そこで、若干昨年度の説明をさせていただきたいと思えます。縦長の資料でページ64ページになります。平成24年度の収去検査結果ということで、縦長の資料を準備させていただいております。項目といたしましては、残留農薬や抗生物質などの検査、そして放射能の関係の検査ということで、1年間で750検体計画をしておりまして、偶然ではございますが、計画どおり24年度



は750検体検査をすることができました。

その中で違反がございましたのは1検体、農薬の残留基準を超えるものが1検体ございました。紫ずきんでチアメトキサムという殺虫剤が検出されたということがございまして、それにつきましては食品衛生法第11条違反ということで回収指示をしております。

あと、流通食品の放射性物質検査ということも、内数ではございますが300検体計画しております、計画どおり300検体実施しています。全て基準値以下ということで問題はございませんでした。また、1検体、茨城県産ワカサギで26ベクレルを検出したものがございましたが、基準値100ベクレル以下で問題はございませんでした。それが24年度の結果でございます。

そして、平成25年度の収去検査計画の資料でございます。現在進行形でございます。これも簡単に説明をいたしますと、昨年度同様750検体の検査を計画しております、8月末現在で263検体終了しております。現時点で食品衛生法に違反するような事例というのはございません。また、放射性物質検査につきましても300検体計画をしております、8月末で140検体やっておりますが、全て基準値以下という状況でございます。

検査計画につきましてはこれで説明を終わらせていただきますが、またご意見の方よろしく願います。

それから報告事項の2番目、資料68ページでございます。BSE全頭検査の見直しについてというプレス資料を添付させていただいております。

BSEにつきましては、ご存じのとおり牛の病気で肉骨粉などの関係で拡大いたしまして、日本では平成13年9月に国内で初めて確認されました。平成13年10月以降、飼料規制や特定部位の除去などをいたしまして、13年10月以降と畜場で全頭検査が始まったという状況でございます。日本では全部で36頭のBSEが発見されておまして、全て廃棄されております。その最終が平成21年1月30日に発見された牛でございまして、平成15年以降の生まれた牛からはBSEは確認されていないという状況でございます。

この全頭検査の見直しにつきましては、厚生労働省で1回目平成17年でございますが、検査対象を全頭から20カ月超えに引き上げております。その時点で平成17年の時は特に見直しということはず、厚労省で法律は変わりましたがけれども、地方自治体では全頭検査を継続という措置で動いております。

そして今回、さらに厚生労働省が食品安全委員会の答申を受けまして、第一段階といたしまして平成25年4月1日から検査月齢を20カ月超えから30カ月超えに引き上げました。そして、特定部位の除去の方向につきましても一部見直しがございました。そして、食品安全委員会でさらに引き上げても問題ないかということで、対象月齢を48カ月超えに引き上げても人への健康影響

は無視できるという評価がされました。それと同時に、5月末頃になるわけですが、5月28日に国際獣疫事務局OIE総会で日本全体がBSEを無視できるリスクの国、いわゆる清浄国と認定されました。そういったことも受けまして、厚生労働省でBSEの対象検査月齢を48カ月超えに引き上げて、7月1日から全国一斉に全頭検査を見直すよう要請もございました。

京都府としても関係部局と協議、意見交換会をいたしまして、7月1日から全頭検査の見直しを行いまして、全国一斉に48カ月超えの牛を対象として検査をしておるといふ状況でございます。ただ、全頭検査を48カ月超えに変えたということだけではなく、BSE対策として引き続き飼料規制、あと特定危険部位の除去の確認、そういったことをきっちりやっていくということで今動いております。

京都府域では亀岡と福知山にと畜場、食肉センターがございます。現状を申しますと、まず亀岡ですと7月以降、7月が98頭中7頭をBSEの検査しております。約7%でございます。8月は84頭中2頭ということで、約2%の検査率という状況です。亀岡は比較的若い牛が多いのですが、福知山は逆で高齢の牛が多く、7月で58頭中47頭、約81%が検査対象で、8月が59頭中40頭、約67%が検査対象ということです。このような形でBSEの検査を継続して実施しておるといふ状況でございます。

BSEにつきましては以上でございます。

その次、ページ69ページの食中毒の発生についてということで、情報提供をさせていただきます。

今年7月1日に探知をしたわけでございますが、そのときのプレス資料を載せております。京丹後市の小学校の給食で食中毒が発生いたしまして、7月5日に給食施設に対して営業停止処分をしております。有症者は児童36名、職員等5名、ノロウィルスが原因でございます。6月27日に提供した食事が原因ということで、7月5日から7日まで3日間の営業停止処分としております。

その次、食中毒関連で70ページの資料を簡単に説明させていただきます。食中毒注意報の発令状況について説明をさせていただきます。

毎年生活衛生課では食中毒予防推進強化期間という取り組みをしております、7月から9月の3カ月間の食中毒の発生しやすいときに食中毒注意報を発令することを随分前からやっております。しかしながら、過去の発生状況を見て気象条件と一緒に計算式を設定しておりましたら、気象条件も変わってきたようなこともございまして、昨年度あたりはずっと出っぱなしの状態が続くというようなこともございまして、それがいいか悪いかはあるのですけれども、注意喚起ということで、やはり適切な日数をはさんで発令して解除というようなことのほうが効果的ではないかと全国調査もいたしました。その結果、条件

の見直しを、発令基準の見直しを行いました。

まず、そこで下に書いてございます①②③ですが、気温30度以上が継続することが予想され、かつ当日の最低気温と最高気温の差が10度以上と予想されるとき、2番目に前日の平均湿度が90%以上でかつ当日の最高気温が25度以上と予想されるとき、3つ目がその他必要と認められるときという発令基準で、他府県の調査もいたしまして今年からやっております。

現在、食中毒注意報8号まで発令をした状態でございます、さらに本日第9号ということで、北部に発令するという状況でございます。以上です。

(事務局)

69ページの食中毒に関しまして、学校給食における食中毒ということですので、京都府教育委員会からも説明させていただきます。

学校給食において食中毒を発生したということは非常に残念でございます、京都府教委としても非常に重く受けとめているところでございます。

ノロウィルスが原因でしたが、ノロウィルスは食中毒の原因であります、同時に感染症でもございまして、その感染力は非常に強いものがございます。この学校におきましては7月1日から自主的に給食を自粛するといったこと、あるいは迅速な消毒の実施、児童生徒の健康観察の強化、手洗いの徹底などの保健指導の徹底、こういった初期対応が功を奏しまして、いわゆる2次感染は押さえ込むことが出来ました。発症された児童、教職員の方々も順調に回復をされました。府教委といたしましては、再開に当たって保健所が指導調査に入るのですけれども、その調査に同行し、学校給食衛生管理基準に基づく衛生管理の徹底を再度指導するといった防止の徹底をお願いしたところでございます。

その際にも食中毒と断定された理由の一つに、調理従事者1名から検出されたことがあります、調査に当たりまして、その方のプライバシー、心情等には十分配慮しながら、再発防止に向けて、京丹後市、学校ともに積極的に協力をいただいたところでございます。

大宮南小学校における営業停止処分は7月7日まででございましたけれども、7月10日まで給食を自粛され、この間再度の消毒でありますとか、トイレへのペーパータオルの設置といった対策、そして保健所から講師を招いて研修もされ、7月11日から無事給食を再開されたところでございます。

府内の他の市町に対しましても、7月でありノロウィルスとしては若干季節外れではありますが、この時期でも発生したということを知りまして、もう一度注意喚起を行ったところでございます。ノロウィルスにつきましては人間の体で増えるもので、食品中ではウィルスですから増えません。ところが20個のウィルスで発病すると言われており、この対策としては持ち込まない、体調管

理の徹底、手洗い等の徹底、調理器具洗浄の徹底、あと中心部の85度で1分以上の加熱という、ある意味食中毒防止の基本中の基本、これを徹底することが一番大事だということで、府内の市町において再度認識をしていただいたところでございます。今度とも京都府教育委員会といたしましても衛生管理の徹底をしっかりと指導啓発してまいりたいと考えております。

以上でございます。

(委員)

今の件で参考までにお伺いしたいのですが、この69ページの4番の(3)の検便の件ですけれども、これは発生してから行った検便のことなのか。従来というか、調理師さんはやっておりますよね、その時から分かっていたことですか。

(事務局)

これは食中毒の疑いがあるということで保健所に申し立てを行いまして、保健所の食中毒かどうかを判断するための検便でございます。

(委員)

これは、感染源としてそういう従事者からということで、それから調理の方法で不備があったというようなことで反省するというようなことだったので、実際のその調査で明らかにここだとか、何かわかったことはあるんですか。

(事務局)

一応検査はしておりますけれども、患者、そして従事者からの検便と、あと食品の調査もしておりますけれども、食品からは検出されなかったということで、食品のこれがというところまではたどり着かなかった。ただ、関係からいうと従事者の方が保菌、持っておられたということで、そういったことから広がってしまったという考えでおります。

(委員)

私も質問させてもらいたいのですが、無症で従事しておられたのか、有症であるにもかかわらず従事しておられたのかについてはいかがですか。

(事務局)

症状がなかったと聞いております。

(委員)

学校給食10日間の給食自粛の間は、児童の昼食はどうされていたのでしょうか。

(事務局)

学校から保護者に説明いただき、お弁当を持参していただいております。

(会長)

今報告していただいた(1)(2)(3)の件について質問はありますか。

(委員)

BSEの検査見直しのことですけれども、当初発生したときから考えますと、それ以上に広がらなかったというのはうれしいことだと思っています。関係各位で押さえ込んでいただけてきたと思うんですけれども、この見直しに関しまして、これは審議会マターではないのかもしれませんが、大変皆さん関心高く、これは検査を続けていただくような要望もありながら決定されてきたものです。できましたらやはり審議会ですら一定こういう方向でやりますよというのが先にあっていいと思いました。後でこういうことをしましたと言われまして、それが消費者団体などの意見も聞きましたという形になっているのですけれども、消費者団体からも、審議会でももう少し聞いてからの話だよねという言葉も出てくるぐらいです。非常に重要なものですので、結論はどうあれとにかく一定の審議はかけていただいたほうがいいのではないかと思います。

(会長)

事前に私には相談がありまして、それで色々な資料や、今日も資料編ということでBSEの消費者団体との意見交換会の資料というのがついておりますけれども、色んな状況をお聞きして了承したということです。確かに審議会の開催も検討すべきだったかもわかりませんが、私のところには資料も含めて判断材料をいただいた上でお話は伺いました。

(事務局)

今の関係については京都府として最後の最後まで、これは7月1日からということで、全自治体が厚生労働省の制度改正とあわせてやるということになったのですが、京都府としまして本当に最後の最後まで色々な情報も収集しながら最終決定をしたということで、1つは物理的な時間ですね。京都府の方針が

ある程度整理されない段階で審議会にご相談するというのも、ご意見をお聞きするというのも出来ないということもありまして、そういう形になりました。

他県の状況を見ますと様々です。審議会なり審議会に準じるような県民推進会議とか、そういうところで検討されているところもありますし、そうでなかったところもあります。そうでなかったところのほうが結果として多かったという状況です。そういう面で我々も判断に迷ったところがあったのですけれども、場合によってはメールなりそういったものでご意見をお聞きするというのもあったかもしれませんが、結果としてこういう形になっておりますので、その点についてはご理解をいただけたらと思っております。

(会長)

それでは、今後そういう事態があった場合には一同に時間調整して集まるというのは難しいかもわかりませんが、出来るだけご意見、時間の許す限りご意見を伺いながら判断していきたいと考えております。

それでは、(1) (2) (3)、ご意見なければあとの2つについて事務局からお願いします。

(事務局)

それでは、資料の72ページをお願いします。

最初は「食品表示法の公布について」であります。食品表示法ということで、去る6月28日に公布されました。中身としましては、食品衛生法、JAS法、健康増進法の3つの法律のうち、食品表示に係るものを抜き出すという形で新たな法律となったものであります。施行は公布から2年以内となっております。

法律の主な内容については①から⑤に書いておりますように、基本理念の明記のほか、②エネルギーや脂質など「栄養表示」の義務化、③消費者団体訴訟制度を食品表示におきましても導入ということ、それから罰則の強化ということが主なものになっております。

問題点にも書いてありますように、現時点では法律の枠組みが明らかになった程度でございまして、具体的な規制基準、それぞれの食品ごとにどういうふうな考え方で表示をするのかという具体的な基準、それから次に書いてありますように、監視・指導をどこの機関がやるのか、基本的には国における厚生労働省とか農林水産省とかになるのですけれども、現在行っておりますように、都道府県や保健所設置市にも権限が移譲されてくるということになっておりますけれども、その具体的な内容がまだ決まっております。それらについて今後政省令で決められていくということになってございまして、そのこともあり最

終的には2年以内の施行ということになるということでもあります。

京都府としましては、今後国等から今言いましたような基準とか権限移譲の関係の情報を入手するとともに、保健所設置市ということで京都市との関係もありますので、庁内の健康福祉部、農林水産部のみならず農政局、京都市、それぞれの機関でどういう形で役割分担していくのがいいのか、効率的、効果的な執行体制を検討していきたいと思っているところであります。

次、資料73ページをお願いします。

「きょうと信頼食品登録制度」というものをつくっております。これは一定水準以上の品質管理を行い、更にそれぞれの商品についての情報開示がされているところにつきまして、京都府で登録をしている制度であります。これにつきましては現在およそ50社の1200商品余りを登録しているところであります。登録の基準というのが1つ星クラスから3つ星クラスまであるのですが、現在全て1つ星クラスであります。今年度から2つ星クラスということで、さらにランクの高い登録を行っていきたいと考えているところであります。

ワンランク上というのは具体的にどういうことかについては下に書いてありますように、従来でしたら食品衛生7Sの実践だけだったのですけれども、原材料のトレーサビリティということで、どの原材料からどの製品ができたのかとかいうことがわかる記録を行っていただくとか、次にあります緊急時の体制整備ということで、クレーム発生時、あるいは緊急的な対処の必要な場合の体制についてのマニュアルの作成、それから3番目としましては、コンプライアンスについての取り決めということで、企業行動憲章など法律遵守のための制度的なものをそれぞれの会社で決めていただくというようなことを新たな目標としておりまして、それらが実施されたところにつきまして2つ星クラスということで、登録の拡大をしていきたいと思っております。

具体的な審査項目については、次の74ページ、75ページの中の網かけしているようなところでございます。

次、76ページです。食の安心・安全フォーラムということで、「食品中の放射性物質について考える」の開催結果であります。これは最初のパワーポイントの中でも説明したことでございまして、詳細な説明は省かせていただきます。

それから、綴じたものとは別にばらで配っているものがあります。1つ審議会終了後の追加意見等というのがありますが、これにつきましてはこの場では出し切れなかった意見について、お帰りになった後でもファクスで送っていただきたいと思っております。それから、動物感謝デーのパンフレットをつけております。これもご参考にご覧ください。

事務局からは以上です。

(会長)

有り難うございました。

今ご説明いただきました食品表示法の公布、それから食の安心・安全に係る事案ということで、実際に行われましたリスクコミュニケーションの報告とか、「食品中の放射性物質について考える」ということ、その開催結果についてご質問、ご意見がございましたらどうぞ。

(委員)

1日のウィングス京都でのフォーラムで保育ルームを設置されていますけれど、こちらを利用された子育て世代がどれぐらいなのか、その効果があったのかというのをお聞きしたいのですけれども。

(事務局)

実際保育ルームを使っていたのは3家族で子どもさんは5人程度お預かりしたということですのでございます。実際使っていた方からも、こういう場があって参加されたということも直接私どもの耳にも届いておりまして、大変よかったと思っていますところであります。

(事務局)

今の関係で、これも参加者アンケートをとっておりまして、年齢も何十歳代ということでお聞きしております。通常こういったイベントの場合年齢層が高年齢に偏るのですが、比較的若い方もご参加いただいたと思っています。

(会長)

有り難うございます。

今年は思いがけないところで雨が降って水田や家が水没し、川に農薬が流れて、それも倉庫に残っていた大変古いものが、水が出たために流された、ということが報道されていたのですが、以前に農薬のところでは回収とかもきちりと制度としてやる、それから見張りというところでは、通報制度もあった。だから、そういうところがちゃんと機能しているのかというところで心配になった部分がございます。思わぬところで家が流されて、それで奥のほうに眠っておった使わない物が流されるということもあったので、何かの折にそういうものが残っていればどこへ出すかとか、どこで回収するかとか、そういうことも流していただければと心配になりました。

(事務局)



おっしゃられましたように、農薬を使用したあと残ったものの処分ですね、これは結構難しい問題があります。基本的には買われた農家の方がしっかり保管して処分するという事なのですが、実際に余ったからといってなかなか販売店が引き取ってくれない場合もあります。

J Aグループは組合員のためにということで回収の取り組みをされているのではないかと思います。組合員の方の希望を聞いて、ある一定の時期に決めて回収をされておりますが、詳しくはJ Aさんでないと分かりかねます。

(会長)

他に何かございますか。

(事務局)

委員より以前から放射性物質の検査件数の関係でご指摘いただいています。府内産の農林水産物と流通食品の割合ということなのですが、府内産の農林水産物に対して最初はかなりセンシティブな感じもあったのですが、徐々に落ちついてきているような状況がございます。そういう中で、府内産の農林水産物については基本的な品目については京都府の試験研究機関でしっかり検査するという事とあわせて、市町村のご要望を受けてその要望の分を検査するという形できめ細かくやっております。その分が当初かなり希望数があったのですが、この間何回も検査して大丈夫だというようなことははっきりしてきましたので、特徴的なものだけに絞り込んでやるという形になってきました。

ですから、流通食品の検査件数については、先ほど検査計画で申し上げましたようにしっかりやっていくということで、基本的に府内産の農林水産物の検査件数については当初計画ではこれだけ挙げておりますが、地元希望の分が落ちてきておりますので、そこのところは実態に応じてということでやっていきたいと思っております。

(会長)

日本海側であるにもかかわらず、外国から見ると海は一緒だということで被害も受けられているかと思うのですが、何か気をつけておられることなんかありましたら。

(委員)

放射性物質については、全漁連を中心に、風評被害が強いものですからそういった対応を力を入れてやっております。我々のところも若干問い合わせがありますけれども、行政等から全漁連を通じて福島県のあたりまでは情報が入っ

てまいりますので、仲買人のところにも情報提供を徹底しております。検査もしっかりやっただいておりますので京都のところの放射性物質については特にこれといって問題ないと思います。今言いましたように風評被害がどうなるか、これが一番心配ですし、そういった部分でももっと協力しないといけないと思っています。

(会長)

はい、有り難うございます。

それではこれで私からは終わらせていただきます。ご意見とかありましたらそこに用紙が入っておりますのでどうぞよろしくお願いします。

(閉会)

## 平成25年度第1回食の安心・安全審議会終了後の追加工見等

事項	御意見	回答
BSE全頭検査の見直しについて	<ul style="list-style-type: none"> <li>国の検査基準は緩められたが、京都府においては、今まで通り全頭検査を行い、府内産食肉の安心・安全の確保に努めているということ府内産の強みにするべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食品安全委員会やOIE等により、国産牛肉が科学的な見地から安全との判断が出されているにもかかわらず、公費により全頭検査を継続することは、「検査をしていない牛肉は危険である」という誤ったメッセージにつながるおそれがあること、一部の自治体が全頭検査を継続した場合、市場に、検査実施と検査未実施の牛肉が混在することとなり混乱をまねくおそれがあることから、全頭検査を見直すことが必要と考えます。</li> <li>・京都府においては、7月1日から全頭検査を見直し48カ月齢超の牛の検査を継続するとともに、飼料(肉骨粉)規制の監視指導及び特定危険部位除去の確認を国等とも連携し継続実施します。</li> <li>また、府ホームページ等においてBSEに関する正確な情報を提供するなどにより、食肉の安心・安全の確保に努めます。</li> </ul>
廃農薬の回収等について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・JAグループでは、毎年、廃農薬や廃プラスチックの回収を行っている。ただ、組合員を対象としているので、組合員でない農家は、廃農薬等の処理が不十分かもしれない。JAの組合員以外の農家への啓発は、行政が行う必要があるのではないか。</li> <li>・また、ホームセンター等も販売者として、農家への啓発をすべきではないか(売りっぱなしで処理はJAまかせになっているのではないか)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃農薬等の処理については、使用者・販売者に関わらず農薬危害防止運動や立入検査の際に、適正に行うよう広く啓発・周知しており、継続して実施します。</li> </ul>
食育推進計画について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食育推進計画の作成について、保健所、管理栄養士の参画も得ながら目標を達成していただきたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食育推進計画については、農林水産部、健康福祉部、教育庁等の関係部局が協議を行い策定しました。計画の実行にあたっては、関係部局が連携し、保健所、管理栄養士等の協力を得て取り組みます。</li> </ul>
行動計画の評価指標について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実績の評価だけでなく、結果の目標と評価を行っていただきたい。(特に食いく先生出前講座結果)</li> <li>・結果についての数値目標を設定していただきたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・それぞれの取組にあたっては、課題を明確にし、実施後はアンケートなども活用した評価を行い達成状況の点検に努めます。</li> <li>・食いく先生については、食の安心・安全推進課の平成25年度新規の運営目標として50校への派遣を設定しており、また、農林水産京カプランに平成26年度に100名認定するという目標が設定されており、内部評価に加え、外部評価委員による評価も行われておりますので、こうした仕組みを活用して、目標管理と評価を進めていきます。</li> <li>・食中毒、食品表示偽装、食品の規格基準違反など不適切な事例については、「発生させない」ことを施策目標に取り組んでいますが、行動計画では具体的な取組を数値目標としています。</li> <li>今後とも、行動計画に基づく取組にあたっては、施策目標が達成できるよう努めます。</li> </ul>
資料について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資料がとても見やすく作成されています。例えば、5ページ「京都府食の安心・安全行動計画に基づく施策に目標等」によって全体の目標対実施状況、施策、主な担当課の状況等が一覧形式でよく分かり、6ページ以降の内容の理解に役立ちました。</li> </ul>	
食の安心・安全に係る取組について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全体を通じての感想ですが、食の安心・安全の取組が現場や現場に近いところで広がりがつあり、こういう取組みこそが大事なんだということを改め認識しました。</li> <li>・また、府の関係部局が一体的に連携を深めながら取組まれている状況もよく分かりましたが、現場や現場に近いところで取組みがすすめられたり、体験型の取組みや時には専門的な内容を伴う場合は、関係機関及び団体等との連携が不可欠であり、その方向が随所に具体的に打ち出されていることは、より一層効果をあげる観点からも大変好ましいことです。</li> </ul>	
食いく先生について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・とてもいい制度ですので、数値目標に向かって計画的に人材を確保してください。また、応募者が多いと聞きましたが、地区別にどのような人材を認定する計画なのか、具体的に聞かせていただければよかったです。</li> <li>・さらに、講演なら一人でもできますが、体験型の内容を取り入れた場合、例えば、宇治茶の上手な淹れ方やお菓子の作り方等を体験してもらおうと思えば、食いく先生につく補助者やスタッフが要ります。材料費や道具等も要ります。そのための協力支援をどうするかについても計画に盛り込む必要があると思います。また、農作物の栽培方法や調理方法等の体験型の場合にも同じことが言えると思います。</li> <li>・審議会の中で、「宇治茶の上手な淹れ方体験」を実際に行ってみてはいかがでしょうか。審議会としても体験の中から気付くこともあると思います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食いく先生に係る資料は、次回審議会提供・説明させていただきます。</li> <li>・食いく先生の講座での補助スタッフや材料費等の経費については、講座毎に調整を行っています。</li> <li>・審議会における「宇治茶の淹れ方」等の体験については、御意見を踏まえ検討します。</li> </ul>
GAPについて	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宇治茶GAPについては、京都府、JA京都中央会、京都府茶生産協議会、茶産地JA、全農京都、京都府茶業会議所、京都府茶協同組合等構成団体が一体となって導入・実践の取組がすすめられておりますが、宇治茶以外の作物の現状と今後の計画はどのようになっていますか？お尋ねします。</li> <li>・農薬取扱いの現地講習やGAP指導員養成研修会など、JAとの連携はどのようになっているのでしょうか？NPO京の農産物あんしんネットワーク(JA中心)との連携もできるのではないかと思います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>宇治茶に限らず農産物全般について生産者団体と連携し、GAP導入推進を行っています。</li> <li>【具体的な取組】</li> <li>・JA職員や普及指導員に対するGAP指導者養成研修(11月)</li> <li>・GAP指導者養成研修(主催:農林水産省)での全国の事例を情報収集(普及指導員2~3名参加)</li> <li>・JAグループ主催の「GAP手法導入の実践講習会」を支援(7産地)</li> </ul>
事業費について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全体的に見て、素晴らしい活動をされていると思います。ただ、我々企業経営者は、つつい費用対効果と言う事を考えます。限られた予算の中で、何を優先的にやっていくのか？この計画を策定する時に、全体の予算と、各事業に対する予算は決まっていると思うのですが、それを明記して頂く事は可能でしょうか？「これにこれだけかかっているなら、止めた方が良い」なんて意見も出てくるかもしれません。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・府民の食の安心・安全を確保する目的で施策を実施していることから、コストからだけで事業の可否を判断することは難しいと考えますが、限られた予算を有効に活用するため、今後もコストを意識しながら各事業を点検し、より効果的に実施していきます。</li> </ul>
小売店への衛生研修について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農産物直売所関係者への衛生研修とありますが、他の小売店への研修は必要ないのでしょうか？バックヤードで総菜など調理している場合も多いと思いますが。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食品関係営業者や従事者等を対象に、必要に応じて、保健所が食中毒予防等の研修会を実施しています。</li> </ul>
放射性物質の残留について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・放射能の残留が検出された(基準値内)との事でしたが、原因は何だと考えられているのでしょうか？福島第一原発ですか？或いは、自然界に通常存在するような物(レベル)なのでしょうか？</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原発事故が原因と考えます。</li> </ul>